

●関連する改革項目とその進捗等について ③介護分野の生産性向上

- 対応の方向性：ICT、ロボット、AI等の新技術の実装加速

## 47. ケアマネジメントの質の向上

### i. AIも活用した科学的なケアプランの実用化

#### 進捗状況 (遅れている場合はその要因)

- 平成28年度から老健事業（調査研究事業）を実施し、導入に向けた課題等の整理や国内全体のAIケアプラン研究開発の実態把握等を行った。  
令和元年度事業においては、ケアプラン作成に係る文章案や医療知識が提示されることで、ケアマネジャーが自身にない「気づき」が得られた等、ケアマネジャーを補完する形でのケアマネジメントの質の向上や業務効率化に対して一定程度の効果があるとの結論を得た一方で、AIで示された内容がどのような理由で利用者の自立支援につながるか不明であることや、AIに学習させるべき教師データが不十分であるといった等の課題も明らかになった。

#### 今後の取組方針

- 昨年度までの調査研究事業の結果においては
  - ・ケアマネジャーは、利用者に対して、ケアプランに位置づけたサービスの内容や理由等を説明しなければならないが、ケアプランの結果のみではその作成のプロセスを説明することは難しいことがあることや
  - ・ディープラーニングにおいては「正解データ」が必要であるが、ケアマネジメントは、利用者の生活状況や生活歴等について、個人差が大きく正解データが明確ではないことが開発の大きな課題として指摘されている。
- これまでの事業による効果や課題を踏まえ、令和2年度は、居宅介護支援事業所のケアマネジメントのデータ分析などを通してAIの思考過程を明らかにすることや、教師データの収集・学習等の実証検証などについて調査研究を実施しており、令和3年度以降も引き続き実施予定。
- 令和3年度介護報酬改定に向けて、ケアマネジメントの質の向上等の観点から、AIを活用したケアプランの在り方も含め、介護給付費分科会において議論を行い、検討を進めていく。

# A I を活用したケアプラン作成支援の実用化に向けた取組

## 1. これまでの取組

- 平成28・29年度において、A I ケアプランの開発に取り組む個別の取組を支援することで導入に向けた課題等の整理を行う調査研究事業を実施。
- 平成30年度の調査研究では、個別の取組に係る調査研究と併せ、国内全体のA I ケアプラン研究開発の実態の把握や、実際に利用するケアマネジャーや高齢者等の評価等を通じて、今後の更なる研究開発の促進に向けた課題や対応策の整理を行う調査研究事業を実施。

| 実施年度   | 調査研究事業名                                              | 実施主体               |
|--------|------------------------------------------------------|--------------------|
| 平成28年度 | 自立支援を促進するケアプラン策定における人工知能導入の可能性と課題に関する調査研究            | セントケア・ホールディング株式会社  |
| 平成29年度 | ホワイトボックス型人工知能A I を活用した自立支援に資するケアプラン提案の試行的な取組に関する調査研究 | 株式会社国際社会経済研究所      |
| 平成30年度 | A I を活用したケアプラン作成の基準に関する調査研究                          | 株式会社N T T データ経営研究所 |
|        | ケアプラン作成支援でのA I 学習が難しいテキスト記述データの構造化等に関する調査研究          | 株式会社国際社会経済研究所      |

## 2. 今後の方針

- 令和元年度の調査研究では、個別の取組に限定せず、実際にA I を活用することで、業務効率化やケアマネジメントの質の向上等に対する効果検証を行う。

| 調査研究事業名                                     | 実施主体                   | 事業概要                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A I を活用したケアプラン作成の基準に関する調査研究                 | 株式会社<br>N T T データ経営研究所 | 実際のケアマネジメント業務にA I を活用することで、業務効率化やケアマネジメントの質の向上、利用者の自立支援等に対する効果検証を行う。ケアプラン作成支援システムその他、AI音声入力システムといったICTツールの活用による業務効率化の効果検証も併せて実施する。                                  |
| ケアプラン作成支援でのA I 学習が難しいテキスト記述データの構造化等に関する調査研究 | 株式会社<br>国際社会経済研究所      | ケアプラン自体がA I の学習に不向きなテキストデータが中心となっていることを踏まえ、利用者のニーズや目標、サービス内容等のデータ化・カテゴライズ化することで、A I 活用の社会実装を進めることを目的とする。また、元職の異なるケアマネジャーのケアマネジメント思考を見える化し、A I のアルゴリズム開発に反映することを目指す。 |

- ・ 対応の方向性：小規模・零細・低生産性の社会福祉法人の大規模化促進

44. 事業所マネジメントの改革等を推進  
iv. 介護の経営の大規模化・協働化

| 進捗状況<br>(遅れている場合はその要因)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 今後の取組方針                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、社会福祉法人の連携・協働化の新たな選択肢として、本年の通常国会で成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）において「社会福祉連携推進法人」制度を創設した。このほか、令和2年9月に「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」を策定し、周知した。</p> <p>また、同改正において介護保険法を改正し、介護保険事業計画において、業務の効率化及び質の向上について記載事項として位置づけた。</p> <p>○ 平成30年度より介護事業所の経営の大規模化・協働化を推進するための効率的な体制構築方策に関する調査研究を実施。効率的な体制構築に関する先進的取組の事例を収集し、ガイドラインを作成。（令和2年4月公表）</p> | <p>○ 左記制度の円滑な施行に向けて、学識有識者や現場実践者等からなる「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」において、業務内容の詳細や経営組織等のガバナンスルールなど運営の在り方等制度の詳細を検討していく。</p> <p>○ 各自治体の第8期（令和3～5年度）介護保険事業計画策定に向けた国の基本指針において、「複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要である」旨明記し、令和3年度からの各自治体における取組を進めていく。</p> |

# 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

## 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

## 改正の概要

### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

## 施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)



# 社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑ 連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申  
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

要件を満たしたものを認定・監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか)  
※ 社会福祉法人と同様、事業区域等により決定。

### 【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

### 【社会福祉連携推進業務】

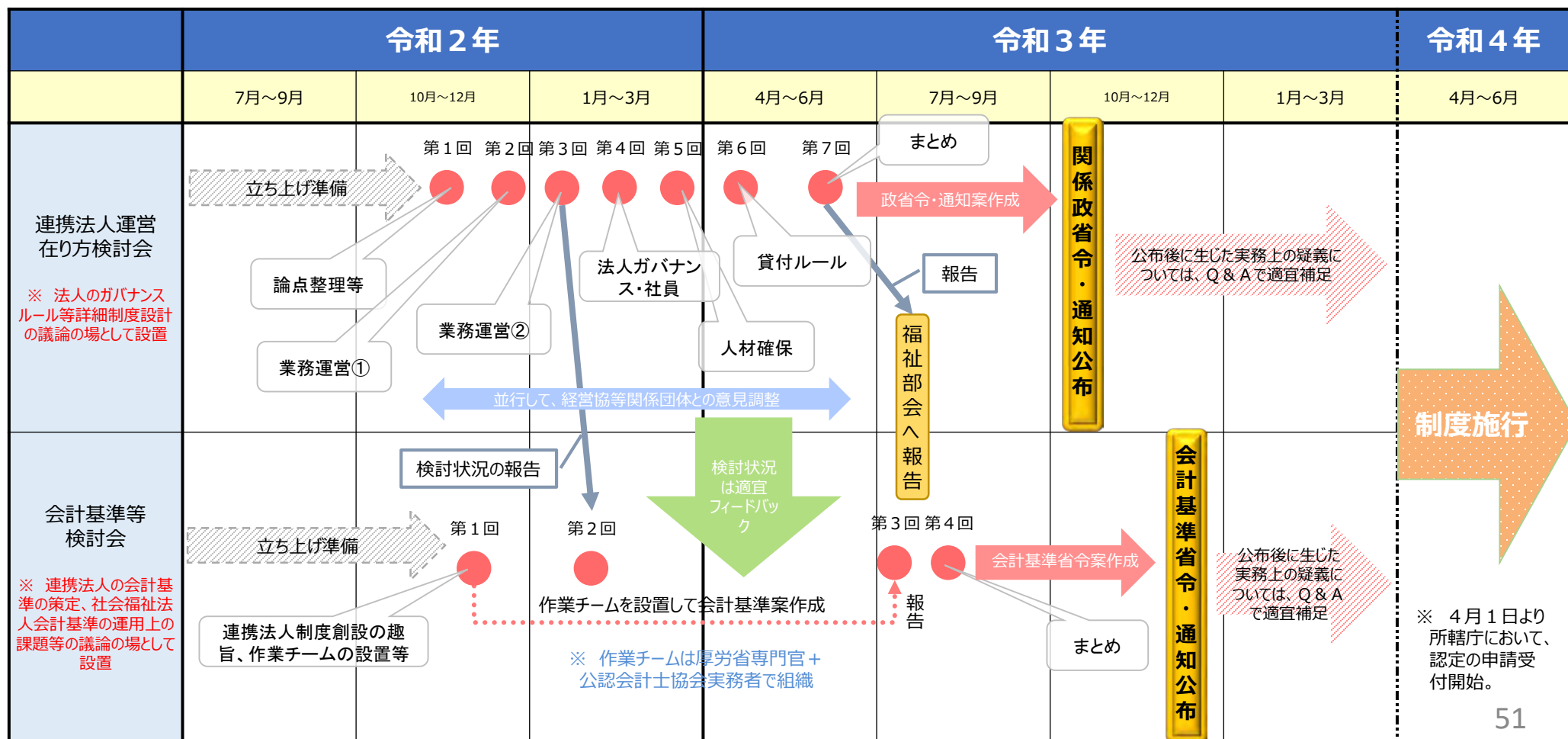
- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

## 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた検討スケジュール

- 先の通常国会において成立した改正社会福祉法に盛り込まれた社会福祉連携推進法人制度については、法律の公布後2年以内(令和4年6月までの間)に政令で定める日から施行することとされている。
- 仮に令和4年4月の施行を目指す場合、平成28年の社会福祉法人制度改革の例にならえば、連携法人の設立を目指す者への周知や所轄庁の認定に係る事務処理体制整備等の期間を考慮し、令和3年末までには、制度の詳細を示すことが必要。
- このため、制度施行に向け、今秋から、①社会福祉連携推進法人の運営の在り方に関する検討会、②社会福祉法人会計基準等検討会を立ち上げ、それぞれ連携法人のガバナンスルールや業務運営の留意事項、会計基準などについて議論を行うこととしたい。



## 12. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討

### 進捗状況 (遅れている場合はその要因)

- 乳幼児健診等情報について、自治体中間サーバを活用して、令和2年6月よりマイナポータルでの提供を開始。

### 今後の取組方針

- 厚生労働科学研究「母子保健情報と学校保健情報を連携した情報の活用に向けた研究」（令和元年度～令和3年年度）において母子保健分野と学校保健分野の連続性の観点から情報を連携することの有用性について引き続き検討を実施。

### 13. PHR推進を通じた健診・検診情報の予防への分析・活用

#### 進捗状況 (遅れている場合はその要因)

- 令和3年3月より、特定健診情報をマイナポータルから提供するため、オンライン資格確認等システムを改修中。また、事業主健診情報についても、保険者を經由してマイナポータルからの提供を開始するため、必要な法制上の対応について調整している。
- 令和4年度早期より、自治体検診情報（がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患）をマイナポータルから提供するため、標準的なフォーマットを作成中。また、令和3年に必要な法制上の対応や、自治体等において必要なシステム改修について調整中。
- 健診等情報を適切かつ効果的に活用できる環境整備に向け、安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備や、マイナポータルとのAPI連携など、円滑に情報活用できるインフラの整備に向けて調整中。

#### 今後の取組方針

- データヘルス集中改革プランに基づき、
- オンライン資格確認等システムの改修後、令和3年3月より特定健診情報の提供を開始する予定。また、事業主健診情報については、令和3年に必要な法制上の対応を実施し、保険者を經由してマイナポータルから順次提供開始。
  - 自治体検診情報については、データ標準フォーマット等について、関係省庁・団体との調整の後、速やかに公表を行う予定。また、令和3年から必要な法制上の対応や自治体等におけるシステム改修を実施し、令和4年度早期の提供開始を予定。
  - 民間のPHR事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準や、API連携の要件等について、関係省庁と連携の上、「健康・医療・介護情報利活用検討会健診等情報利活用ワーキンググループ」において検討を行い、年度内を目途に整理を行う予定。